

○旭川工業高等専門学校寮生準則

(昭和37.4.1 制定)

改正 昭和49.6.20 達第6号

旭川工業高等専門学校寮生準則

第1条 本校寮生は、学則、学生準則、寄宿舍規程を遵守するとともに、団体生活を通して、将来社会に貢献し得る有為な人間の形成につとめるものとする。

第2条 前条の主旨にのつとり、次の各号について特に留意する。

- (1) 相互に理解し合い、個人の自由を尊重し、他に迷惑を及ぼさないこと。
- (2) 寮生は親和を旨とし、礼儀を重んじ協同自治の精神を養成するよう努めること。
- (3) 寮生は規律を厳守し、勉学に努めるとともに衛生にも十分留意し、健全な心身の練磨に心がけること。

第3条 寮生は、学校の寄宿舍管理運営に積極的に協力するものとする。

第4条 寮生が寮の内外において寮名を使用し、集会、催物、その他の行事を行なおうとするときは、第12号様式の許可願を寮務主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第5条 寮生が寮の内外において寮名を使用し、各種印刷物を配布しあるいはポスター、ビラなどを掲示しようとするときは、寮務主事を経て校長の承認を受けなければならない。

附 則

この準則は、昭和37年4月1日から施行する。

付 則 (昭和49.6.20 達第6号)

この準則は、昭和49年6月20日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。